

滝川市地場産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滝川市地場産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、滝川市補助金等交付規則（昭和54年滝川市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場産品 平成31年総務省告示第179号第5条に基づく基準に適合し、かつ、滝川市（以下「市」という。）の区域内における生産、製造、加工その他の工程により相応の付加価値が生じている産品をいう。
- (2) 提案事業 市長が別に定める滝川市地場産品創出等支援事業事業者提案募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、事業者が提案を行い、市が採択した事業をいう。
- (3) 寄附額 ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングによる寄附を受けた額であって、当該クラウドファンディングの実施期間の終了時点において確定したものをいう。
- (4) 寄附目標額 補助対象経費の合計額に4分の5を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。
- (5) 補助対象経費 第5条の規定により補助金の交付の対象となる経費をいう。
- (6) 補助事業 補助金の交付の対象となる提案事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する者であること。
- (2) 自ら提案事業の実施主体となる者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 提案事業に対する寄附額が寄附目標額に達した者
 - イ 寄附額が寄附目標額に達しない場合であっても、補助対象経費と補助金額との差額について自己資金その他の確実な資金により補完することができ、かつ、資金計画及び事業計画その他の内容からみて事業の実現可能性が認められるとして、市長が認めた者
- (4) 滝川市ふるさと納税の推進に関する取扱要綱（令和7年滝川市要綱第70号）第4条に規定する登録申請を行い、登録が認められた場合は補助事業により創出した地場産品について、市のふるさと納税の返礼品として寄附者に提供する意思を有する者であること。
- (5) 市の区域内に事業所又は工場等を有し、又は開設を予定している者であって、補助金の交付の決定があった日から5年間、事業を継続する意思を有する者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (9) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成5年滝川市要綱第101号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者でないこと。

（補助金の交付）

第4条 市長は、交付対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市の区域内における新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産体制の強化を図るために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 公租公課、消費税及び地方消費税
- (2) 官公署に支払う申請手数料、登録手数料その他の手数料
- (3) 人件費、食糧費、交際費、消耗品費その他の経常的な運営経費
- (4) 土地の取得、造成又は賃借に要する経費
- (5) 国、地方公共団体その他の団体から補助金、助成金等の交付を受け、又は受ける予定の経費と重複する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地場産品の創出等に要するものと認められない経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか小さい額を限度とする。

- (1) 寄附額に10分の4を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - (2) 補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- 2 寄附額が寄附目標額に達しない場合における補助金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とする。
- (1) 寄附額に10分の4を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - (2) 補助対象経費の合計額から自己資金その他の収入額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- 3 前項第2号の「自己資金その他の収入額」とは、提案事業の実施に充てることができる資金のうち、寄附額及び補助金を除いたものをいい、自己資金、借入金その他の収入を含む。ただし、国、地方公共団体その他の団体から交付を受け、又は受ける予定の補助金、助成金等は、次条の規定により別途調整するものとする。

（他の補助金等との調整）

第7条 市長は、交付対象者が国、地方公共団体その他の団体から補助金、助成金その他これらに類する収入を受け、又は受ける見込みがある場合において、補助金が補助対象経費に対して重複して交付され、又は過大に交付されることとなると認めるときは、補助金の額を調整することができる。

（補助金の交付の申請等）

第8条 補助金の交付の申請、交付の決定、交付の請求、実績報告その他補助金の交付に関する手続

は、規則の規定により行わなければならない。

2 規則第5条の規定による補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）には、規則で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (2) 事業実施等誓約書（別記第1号様式）
- (3) 暴力団員非該当等誓約書（別記第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（事業の着手）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の決定の通知を受けた後でなければ、当該補助金の交付を受けようとする事業に着手してはならない。ただし、提案事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合に限り、あらかじめ市長の承認を受けて、補助金の交付の決定の通知を受ける前に提案事業に着手することができる。

2 前項ただし書の規定により事前に提案事業に着手しようとする者は、あらかじめ滝川市地場産品創出等支援事業補助金事前着手申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて提案事業に着手した場合であっても、当該承認は補助金の交付の決定を保証するものではない。この場合において、補助金の交付の決定がされなかったとき、又は交付の決定を受けた補助金額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しなかったときに生じた費用又は損失は、当該承認を受けた者が負担するものとし、市は、これに対して補償その他の責任を負わない。
（検査及び報告等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な報告若しくは関係書類の提出を求め、又は市長の指定する職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定があった日から5年間、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、及び保存し、市の求めに応じてその原本を提出し、又は提示しなければならない。
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、規則の規定による実績報告があった場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、滝川市地場産品創出等支援事業補助金額の確定通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、規則の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業について、交付の決定の内容等に適合させるための措置を講ずべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

2 規則の規定のうち実績報告に関する規定は、前項の規定による命令に従って行う事業について準用する。

（補助金の交付の時期等）

第13条 補助金は、第11条の規定により確定した額の通知後に交付するものとする。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、事業の実施又は完了のために必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

- (1) 事業の実施に要する経費の支払が、補助金の額の確定前に生じる場合
- (2) 補助事業者の資金繰りの状況その他の事情により、事業の実施又は完了に支障が生じるおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項ただし書の規定により概算交付を受けた補助事業者は、第11条の規定により確定した額が既に交付を受けた額を下回るときは、その差額を市長が指定する日までに返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第14条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 規則若しくはこの要綱又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定があった日から5年間において、第3条第4号又は第5号に該当しなくなったとき。
- (5) 次条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 補助事業を交付の決定の通知において市長が定める完了予定日までに完了することが見込まないとき。

(事業の継続義務)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった日から5年間、提案事業を継続しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他これに類するやむを得ない事情により事業の継続が困難となった場合は、補助事業者は速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該補助事業者と協議の上、前項の義務を免除することができる。

(提案事業の成果の報告)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度から5年間、前年度の提案事業の実施状況について、各年度終了後、翌年度の5月末日までに、事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金により取得した財産を、あらかじめ市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の目的に反しない使用であって、当該財産の耐用年数を経過した場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(返礼品の調達に要する費用)

第18条 第5条の規定にかかわらず、補助事業により創出された地場産品が市のふるさと納税の返礼品として提供された場合における当該返礼品の調達に要する費用は、補助対象経費に含まれないものとし、市が別に負担するものとする。

(施行細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
1	工場、加工場等の建物の取得又は整備に要する経費
2	建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
3	構築物、機械装置その他の設備の取得に要する経費
4	建物の増築、改築又は改修に要する経費
5	備品の購入に要する経費
6	その他事業目的の達成に直接必要であり、市長が必要かつ相当と認める経費